

## 平安期貴族社会における魚食禁忌について

小林 理 恵

はじめに

『延喜式』大学寮には、積奠の執行に関して以下の規定が存在する。

凡享日、在<sub>二</sub>園韓神并春日・大原野等祭之前<sub>一</sub>、及与<sub>二</sub>祭日<sub>一</sub>相当、  
停<sub>レ</sub>用<sub>二</sub>三牲及菟<sub>一</sub>、代<sub>レ</sub>之以<sub>レ</sub>魚。其魚每<sub>レ</sub>府令<sub>レ</sub>進<sub>二</sub>五寸以上鯉鮒之  
類五十隻鮮潔者<sub>一</sub>。

積奠では、「三牲」として鹿・猪・兔の肉を供えることが同じく『延喜式』大学寮に見える。積奠の祭日は二月及び八月の「上丁」の日であるが、年によってはその日は、園韓神祭など諸社の祭日やそのための斎戒期間と重複する。そういった場合には鹿などの肉の使用を止めて、代わりに鯉や鮒のような魚類を進上しているのである。

この規定はいくつかの興味深い事柄を示唆している。一つには積奠と神祇祭祀における肉の扱いの差異であり、そしてもう一つは、両者が対立した場合の解決策として持ち出されているのが魚類であるという点である。以上の措置は、『延喜式』段階においては祭日が重複した際の手段とされているが、その後少なくとも十二世紀頃にはそれは半ば恒常化し、積奠に肉が用いられることは無くなっていった。<sup>1)</sup>

このように、日本古代の神祇祭祀における肉をめぐる禁忌は、時に神祇祭祀の枠を超えて多方面に波及し、更には仏教に基づく不殺生の思想

とも関連し合いつつ、日本における肉食慣行そのものの展開にまでも影響を及ぼしたとされている。<sup>2)</sup> その反面、肉とは対照的に神祇祭祀の場においては魚はあまり問題とされたと考えられてはならず、魚食の禁忌については専ら仏教の影響から説明されることが多い。遍く生類を対象としてそれを殺害、乃至は食することを問題とする仏教に対して、神祇祭祀において問題となるのはあくまでも肉、とりわけ牛馬や鹿といった所謂四足獣のそれであるとされる。したがって肉は神祇祭祀と仏教の両者にあつて共通した禁忌の対象となり得るが、魚類についてはその限りではないのである。

しかしながら大枠としては以上のような理解が成り立つものの、積奠における肉がそうであったように、魚類もまたその扱いをめぐる複雑な状況が確認されるのである。そこで本稿では、特に平安期貴族社会における魚食禁忌の実相を検討することを通して、禁忌というものの帯びるその動的性質の一端を明らかにしたいと考える。

## 一 魚食の問題化する局面

## (一) 神祇令散齋条と齋戒時の食時規制

日本における肉食慣行の展開を考える上では、仏教と並び神祇祭祀もまた大きな影響を与えたものであったことは冒頭で多少言及した。その

(1) 平安期貴族社会における魚食禁忌について (小林)

神祇祭祀における肉の扱いをめぐる重要な史料となるのが、神祇祭祀の執行に際しての齋戒について規定した以下の神祇令散齋条である。

凡散齋之内、諸司理<sub>レ</sub>事如<sub>レ</sub>旧。不<sub>レ</sub>得<sub>二</sub>弔<sub>レ</sub>喪、問<sub>レ</sub>疾、食<sub>レ</sub>宐。亦不<sub>レ</sub>判<sub>二</sub>刑殺、不<sub>レ</sub>決<sub>二</sub>罰罪人、不<sub>レ</sub>作<sub>二</sub>音楽、不<sub>レ</sub>預<sub>二</sub>穢惡之事。致齋唯為<sub>二</sub>祀事<sub>一</sub>得<sub>レ</sub>行、自余悉断。其致齋前後、兼為<sub>二</sub>散齋<sub>一</sub>。

齋戒とは、神を祭るために必要な段階のプロセスとしての一定期間の謹慎であり、その慣習自体は律令成立期以前に遡るものであると考えられているが、それが国家祭祀の整備の一環として、制度的確立を見たものとして散齋条の規定は評価される。<sup>3)</sup>

この規定は同じく神祇令の「凡天皇即位、惣祭<sub>二</sub>天神地祇<sub>一</sub>。散齋一月、致齋三日」とする即位条及び、「凡一月齋為<sub>二</sub>大祀、三日齋<sub>二</sub>中祀<sub>一</sub>、一日齋為<sub>二</sub>小祀<sub>一</sub>」とする月齋条と抱き合わせの形で運用される。最も厳重な齋戒が要求される大嘗祭の場合、その祭日を中心に、当日及びその後三日間を致齋とし、その致齋の前後一箇月間が致齋の期間となるのであり、散齋の期間、官人らは通常通り職務を行いつつ、散齋条の規定する七項目の行為を避ける。そして致齋の期間は、「唯為<sub>二</sub>祀事<sub>一</sub>得<sub>レ</sub>行、自余悉断」となるのであるが、散齋期間の禁忌事項はその期間も継続して遵守されるものとして考えられている。<sup>4)</sup>

つまるところ、散齋と致齋の二段階からなる齋戒の期間においては、「弔喪」、「判刑殺」、「問疾」「決罰罪人」、「食宐」、「作音楽」、そして「穢惡」の七項目が問題となっている訳であるが、この散齋条は、唐の祀令の規定をその母法とするものである。

諸散齋之内、昼理<sub>レ</sub>事如<sub>レ</sub>旧。夜宿<sub>レ</sub>於<sub>二</sub>正寢<sub>一</sub>。不<sub>レ</sub>得<sub>二</sub>弔<sub>レ</sub>喪、問<sub>レ</sub>疾。不<sub>レ</sub>判<sub>二</sub>刑殺文書、不<sub>レ</sub>決<sub>二</sub>罰罪人、不<sub>レ</sub>作<sub>二</sub>音楽、不<sub>レ</sub>預<sub>二</sub>穢惡之事。致齋、唯為<sub>二</sub>祀事<sub>一</sub>得<sub>レ</sub>行、其余悉断。(後略)<sup>5)</sup>

これと散齋条を比較してみた場合、まず着目されるのは、唐令は「食

宐」を禁止事項に挙げていない点である。この日唐間の差異は、日本の律令成立期以前に遡る肉食禁忌の存在を示す論拠として、かつてはしばしば提示されてきたところである。しかしむしろ「食宐」の項目の挿入は、おそらくは当時「美味で贅沢な食べ物」であった肉を一時的に断つことで、「神に対して恐れ慎む姿勢を示そう」と考えられた結果であるという指摘がなされている。<sup>6)</sup>すなわち、少なくとも律令成立期前後にあって、肉食は恒常的な禁忌の対象ではなく、肉食慣行の存在を前提として、「祈り」の場における一時的な禁忌の対象であったとされるのであり、  
妥当な見解であると言えよう。

なお、その後、散齋条をもとに、『弘仁式』・『貞観式』を経て成立したとされているのが、『延喜式』触穢規定である。<sup>7)</sup>この規定は散齋条段階では必ずしも明確でなかった「穢惡」の指すところを明文化すると共に、それに抵触した場合、神祇祭祀に関与出来ない「忌」の期間を定めるものであるが、此処において「喫宐」には三日の忌が宛てられている。

凡触<sub>二</sub>穢惡事<sub>一</sub>一<sub>レ</sub>忌者、人死限卅日。自葬日始計。産七日。六畜死五日。産三日。忌限<sub>二</sub>其喫<sub>レ</sub>宐三日。此官尋常忌之、但當<sub>レ</sub>祭時余可皆<sub>レ</sub>忌。

これらの規定に基づき、神祇祭祀の執行にあたって肉食は制限され、そして院政期段階においては、齋戒の期間であるか否かに関わらず肉食をした場合の参内までもが問題となっているが、<sup>8)</sup>その齋戒の期間において魚類はどのように扱われていたのだろうか。平安期の最末に属するものであるが、元暦元年(一一八四)、後鳥羽天皇の即位大嘗祭に際して、以下の記録があるのが注目される。

雖<sub>レ</sub>為<sub>二</sub>神事<sub>一</sub>不<sub>レ</sub>食<sub>二</sub>魚味<sub>一</sub>。但居<sub>二</sub>交<sub>二</sub>一杯<sub>一</sub>。実不<sub>レ</sub>食也。依<sub>二</sub>齋日<sub>一</sub>也。  
〔山槐記〕元暦元年八月二十三日条

『山槐記』の記主である中山忠親は、これより先の八月十一日、大嘗祭の検校を奉行し、それを受けて、早速に自邸で齋戒の態勢を整え始め

たが、右はその最中の記録である。<sup>(9)</sup>この二十三日は、六齋日の一つにあたるため、忠親は食事に「魚味」が供されていたものの、それを食することはしなかった。その二日後に、彼は神祇大副であった卜部兼友に、齋戒時の留意事項について、いくつか問い合わせを行っているが、それに対する兼友の返信には次の記述が見える。

一、御精進事。雖正五九并六齋十齋日、可居加魚味也。

(同二十五日条)

すなわち正月・五月・九月の三齋月乃至六齋日や十齋日であっても、齋戒の期間中は魚味を供すべきであるとしているのである。六齋日とは、在家の仏教信者が八齋戒を特に護持すべきとされた日で、毎月の八日・十四日・十五日・二十三日・二十九日・三十日がそれにあたり、そこに一日・十八日・二十四日・二十八日を加えたものが十齋日である。また八齋戒は、その内容には諸説あるものの、不殺生、不偷盜、不淫、不妄語、不飲酒、不得過日中食などから成り、奈良期段階からその受容が進んでいたが、このうちの不殺生戒については、雑令月六齋日条に、「凡月六齋日、公私皆斷殺生」とある。<sup>(10)</sup>この規定を意識しているのかは定かでないが、平安貴族社会において、特に六齋日の不殺生戒の護持、すなわち精進がなされていたことは、右の『山槐記』のみならず、他の史料にも散見する。<sup>(11)</sup>

話を『山槐記』に戻すと、忠親と兼友とのやり取りが示しているところとして、齋戒時には魚食は禁止事項として扱われていないこと、また仏教思想に基づく精進と齋戒とが重なった場合には、少なくとも建前上は齋戒を優先すべきであるとされていたことが指摘出来る。兼友が斯様な意見を述べている背景には、神祇祭祀と仏教との住み分け、すなわち神仏隔離の問題があると思われる。この点については、高取正男氏や佐藤眞人氏などによる研究が存在するが、ごく簡潔に述べれば、神祇祭祀

の執行にあたっては、仏事の同時進行は憚られ、また次に挙げる『延喜式』の規定にあるように、服喪者と共に僧尼は参内が禁止されていたのである。

凡祈年・賀茂・月次・神嘗・新嘗等祭前後散齋之日、僧尼及重服奪情従公之輩、不得参入内裏。雖輕服人、致齋并散齋之日、不得参入。自余諸祭齋日、皆同此例。<sup>(12)</sup>

そして大嘗祭検校を奉行した後の忠親も自邸において以下のような措置をとっている。

先只自聞其告之日立神事簡、叶土御門右府・為隆卿等案。然而依不審、今日以後雖止念誦、猶不奉出。仏経於他所。髮上之護膚護不付身、奉懸居所。傍親僧尼猶在家中。又僧入自小門、於外辺謁之。而於例講者於西隣令行之。未存一定之間、有駁斑之義也。<sup>(13)</sup> (同八月十一日条)

平安期の貴族層は日常的に「念誦」を行い、また邸内に僧尼や仏像・經典を置いていたため、それらの扱いに苦慮している様が見てとれるが、六齋日における精進もまた忠親にとっては懸案事項であったのだろう。しかしながら祭祀への集中姿勢を示すべき齋戒時において、仏教に基づく精進を行うことは問題であり、むしろ齋戒時には仏教の一時的な隔離を明確にするために、魚類は食される、或は食したことにしておく必要があったのである。

齋戒時における魚類の扱いをこのように捉えるならば、肉と比較した場合のその位置づけの差異は明確である。だが、一方で魚食を問題としないという神祇祭祀のこの基本的な立場とは幾分相反する事例もまた存在するのであり、次節ではそれらに目を向けることとする。

(二) 神祇祭祀における魚食の禁忌

参<sub>レ</sub>結。参内。今日宇佐使発遣。依<sub>二</sub>女房不<sub>レ</sub>候、供<sub>二</sub>御粥・御強飯等<sub>一</sub>。使未<sub>二</sub>発遣<sub>一</sub>之前、有<sub>二</sub>饌事<sub>一</sub>。(略)自<sub>二</sub>今日<sub>一</sub>御精進也。然而除<sub>二</sub>使前<sub>一</sub>之外用<sub>二</sub>魚類<sub>一</sub>。

〔権記〕長保元年(九九九)十一月二十七日)

この史料は神祇祭祀における魚食禁忌の存在を示す事例の比較的早い時期に属するものである。この日は内裏から宇佐使の発遣がなされているが、その発遣前には、「御精進」として、天皇に魚類を進上することが取り止められている。そしてこれと類似した事例は他の記録にも散見する。

(イ一) 早旦供<sub>二</sub>忌火御膳<sub>一</sub>。依<sub>二</sub>宇佐奉幣事<sub>一</sub>、月来御精進也。仍有<sub>レ</sub>定忌火御膳同用<sub>二</sub>精進物<sub>一</sub>。

〔左経記〕寛仁元年(一〇一七)十一月一日条)

(イ二) 今日内膳御膳皆用<sub>レ</sub>魚。又解斎御粥同用<sub>レ</sub>魚。但腋御膳御精進也。

是宇佐使未<sub>二</sub>還参<sub>一</sub>。仍月来御精進也。雖<sub>レ</sub>然晴御膳用<sub>二</sub>御精進物<sub>一</sub>頗無<sub>レ</sub>便。仍有<sub>レ</sub>定供<sub>レ</sub>魚也。(同二十二日条)

(ロ) 又近日依<sub>二</sub>宇佐使立<sub>一</sub>有<sub>二</sub>御精進事<sub>一</sub>。然而南殿儀殊無<sub>二</sub>御精進<sub>一</sub>。仍供<sub>二</sub>魚類<sub>一</sub>如<sub>レ</sub>例。但実不<sub>レ</sub>召也。

〔春記〕長久元年(一〇四〇年)十一月三日条)

(ハ) 早朝参内。一昨日已<sub>二</sub>宇佐使参宮之日也<sub>一</sub>。雖<sub>レ</sub>然及<sub>二</sub>昨日<sub>一</sub>有<sub>二</sub>御精進<sub>一</sub>。今朝供<sub>二</sub>魚味<sub>一</sub>。仍雖<sub>二</sub>服者<sub>一</sub>所<sub>二</sub>参入<sub>一</sub>。

〔中右記〕承徳元年(一〇九七)十二月十六日条)

(イ) は、寛仁元年十月に、宇佐八幡宮などへ神宝使が発遣された後の記録であり、宇佐使が帰還するまでの間、天皇は「御精進」となっていたが、十一月に行われる新嘗祭に際しては、「忌火御膳」や「解斎粥」といった定まった御膳の形式が存在し、魚類も進上されることになって

いた。<sup>(13)</sup>そこで特に(イ一)では、魚類を用いながらも「腋御膳」は、「精進」とするという措置がとられており、(ロ)の場合も南殿儀においては一時的に魚類の進上がなされているが、実際に天皇がそれを食することとはなかったという。一方、(ハ)の承徳元年の宇佐使発遣では、発遣から帰還まで継続的に天皇が精進となっている訳ではなく、使が参宮する日の前後が精進となっている。

なお、この(ハ)の記録の記主である藤原宗忠は、この年の五月に父宗俊を亡くし、一箇年の服喪期間中であつた。彼は、天皇の精進が終わつて「魚味」が進上されたことを受けて、参内を行つたとあり、(ハ)に先立つ十一月二十日に宇佐使が立出した時の『中右記』の記載、「從<sub>二</sub>今日<sub>一</sub>不<sub>二</sub>出仕<sub>一</sub>。宇佐使及<sub>二</sub>参宮之日<sub>一</sub>、服者不<sub>レ</sub>可<sub>二</sub>参内<sub>一</sub>之故也」とあるのを踏まえての参内であつた。「服者」、つまりは服喪者の参内を制限するのが、宇佐使の参宮する日であるのか、或は発遣から参宮までの期間であるのか、明白でないところもあるが、宗忠は後者として解釈をしており、『中右記』に拠れば、実際彼はこの日から(ハ)の十二月十六日まで参内を行つていない。此処での参内の制限は、前節で挙げた、「凡折年・賀茂・月次・神嘗・新嘗等祭前後散斎之日、僧尼及重服奪情従公之輩、不<sub>レ</sub>得<sub>レ</sub>参<sub>二</sub>入内裏<sub>一</sub>」とある『延喜式』の規定に拠るものであつたと考えられ、臨時の行事である宇佐使の発遣に及んでも、他の恒例の神祇祭祀と同様に、服喪者の参内を制限する斎戒の措置がとられていたことが判明する。したがつて宇佐使の発遣時には、服喪者の参内の制限といった通常の斎戒における禁忌事項に加え、天皇の魚食もまた禁忌事項に加えられるということになる。

また、十二世紀前後になると、同じ宇佐八幡神を勧請した石清水八幡宮における石清水臨時祭に際しても、天皇などによる精進が行われていたことが史料に見えるようになる。



今日臨時祭也。仍依<sub>レ</sub>障不<sub>二</sub>參仕<sub>一</sub>。今日雖<sub>二</sub>神事<sub>一</sub>予服<sub>レ</sub>魚。主上今日御精進。  
〔殿曆〕天仁二年（一一〇九）三月十四日条  
自<sub>二</sub>大内<sub>一</sub>令<sub>レ</sub>申<sub>レ</sub>院給云、今日臨時祭依<sub>レ</sub>例不可<sub>レ</sub>供<sub>二</sub>魚味<sub>一</sub>。而被<sub>レ</sub>立<sub>二</sub>伊勢公卿勅使<sub>一</sub>問如何。院御返事云、今日被<sub>レ</sub>立<sub>レ</sub>使<sub>レ</sub>了後可<sub>レ</sub>召<sub>二</sub>魚味<sub>一</sub>者。仍使<sub>レ</sub>立<sub>レ</sub>了供<sub>二</sub>魚味<sub>一</sub>如<sub>レ</sub>例。

（同永久五年（一一一七）三月十八日条裏書）  
いづれも『殿曆』の記事であり、前者において、天皇は精進となつてゐるが、『殿曆』の記主である藤原忠実、参内を行つていないためか、自身は「神事」でありながら魚を食したとある。また後者では、臨時祭当日ということで、天皇に魚味を供さないことになつてゐるが、伊勢神宮への勅使の發遣も同時に控えているため、その扱いをどうするべきか、白河院への諮問が行われており、結果、臨時祭への勅使の發遣を終え次第、魚味を通常通り供するという措置がとられてゐる。こういった疑問が生じる背景には、伊勢神宮への勅使の發遣に際しては、前節で述べた、大嘗祭檢校を奉行した忠親の齋戒と同様に、魚類は食されなければならぬという意識が存在したために、精進を行つて良いものかが問題視されたのであろう。

以上、宇佐使の發遣や石清水臨時祭といった、八幡神への奉祭にあつては、魚食禁忌の存在したことが窺えるのであるが、同じように魚食が問題化している神社は他にも存在し、先にも登場した藤原忠実『中外抄』及び『富家語』において次のように述べてゐる。

久安四年（一一四八）八月五日、仰云、同日神社ノ精進をするには、上臈社ニ付也。稻荷・祇園、同日行幸之時ハ、先稻荷にて魚ヲ供テ、次祇園にてハ淨食にて御也。又白河院仰ニハ、宇佐使ノ間ハ、帝王淨食にて有ル□。（後略）  
〔中外抄〕下卷一三  
仰云、諸社奉幣時、其日上首神魚ヲ召ニハ、幣人同魚ヲ食ス。精進

神為<sub>二</sub>上首<sub>一</sub>ニハ精進也。次々神ハ不<sub>レ</sub>及<sub>二</sub>沙汰<sub>一</sub>也。（『富家語』六三）  
これらは複数の神社へ同日に、行幸乃至奉幣が行われる場合の精進の有無についての言及であり、斯様な場合には、「上臈社」、つまりは社格が上の神社で魚食が問題とされているか否によつて精進とするかどうかを判断するとしており、『富家語』において、その魚食を問題とする神社の神は、「精進神」と称されている。『中外抄』ではその行幸が同日に重複した一例として、稻荷社と祇園社に同日の行幸があつた際の対応が挙げられてゐるが、此処で忠実が述べてゐることは、『中右記』の記事と対応しており、<sup>(14)</sup> 稻荷社においては魚類が供せられるが、祇園社はそのではないとする。祇園社でのこのような措置は、「今日祇園御輿向也。仍御輿渡御以前不<sub>レ</sub>服<sub>レ</sub>魚。是依<sub>二</sub>北政所仰<sub>一</sub>也」<sup>(15)</sup>などとす、祇園会に際しての魚食禁忌と対応関係を持つものである。

北野社は祇園社と同様、平安期の御霊信仰を考える上で重要な神社であるが、その北野社への奉幣や行幸に際しても以下のようにある。前者は北野祭にあつて服薬を理由に奉幣などを取り止めたという記事であるが、服薬をせずに奉幣を行う場合には祭が終わるまでは魚類を食さないとしてゐる。なおこの時天皇は「精進」とはなつてゐなつたようだが、その次に挙げた『玉葉』の記事では、北野行幸時は当日「魚味」を停止するとしてゐる。

今日北野祭也。依<sub>二</sub>服薬<sub>一</sub>不<sub>レ</sub>立<sub>二</sub>奉幣<sub>一</sub>・十列。職事向<sub>二</sub>河原<sub>一</sub>由戒。  
今日不<sub>二</sub>精進<sub>一</sub>魚食。不<sub>二</sub>服薬<sub>一</sub>時奉幣、祭了後服<sub>レ</sub>魚。服薬之時不<sub>二</sub>精進<sub>一</sub>。主上今日非<sub>二</sub>精進<sub>一</sub>。  
〔殿曆〕嘉承元年（一一〇六）八月四日条  
明後日北野行幸也。仍自<sub>二</sub>今日<sub>一</sub>可<sub>レ</sub>神齋。而依<sub>二</sub>神今食<sub>一</sub>、全無<sub>二</sub>不淨穢氣事<sub>一</sub>也。但止<sub>二</sub>魚味<sub>一</sub>事ハ、当日許也。  
〔玉葉〕建久二年（一一九二）十二月十一日条

また、院政期に盛行した熊野詣にあたっては「熊野精進」と呼ばれる、齋戒に相当する期間が設けられるのが通例であったが、その奉祭においても魚食の制限が見られ、複数の神社への奉祭に際して魚食の是非は問題化していたようである。その中で魚食を禁忌としないことを明確化している神社も存在した。伊勢神宮への勅使の発遣に際しては、それが石清水臨時祭と重複した場合、その魚類の扱いの違いから議論を招いたことは先にも触れたが、伊勢神宮の他、例えば春日社や平野社においては魚食を憚ることは無いとされている。

自「今日」精進并神事。但雖「精進」服<sub>レ</sub>魚。彼社「平野社」不<sub>レ</sub>忌<sub>レ</sub>魚故也。  
〔殿曆〕天永三年（一一二二）八月十一日条

自「今日」公家御精進。被<sub>レ</sub>忌<sub>レ</sub>僧尼服者。但魚味不<sub>レ</sub>憚<sub>レ</sub>之。春日社之習也。  
〔玉葉〕文治五年（一一八九）十月二十七日条

このように特に平安後期においては、神社への奉祭時に肉食のみならず魚食が問題化していることが史料に見えるのであるが、それは全ての神社について言える訳ではなく、あくまでも一部の神社を対象としていたことが確認される。

## 二 魚食禁忌の背景

### （一）「精進神」と神仏習合・神仏隔離

前章では、神祇祭祀の場における魚食禁忌の実態を概観したが、伊勢神宮や春日社などでは、魚食を問題としないという齋戒の基本的姿勢の貫徹が見られる一方、宇佐八幡神や北野社などにおいては魚食が憚られていた。では、何故一部の神社では魚食もまた禁忌の対象となったのだろうか。

忠実は、前章で挙げた、『富家語』において、魚食がその奉祭にあたって問題となる神を「精進神」と称していたが、そういった神は遍く生類

を食さない「精進」を行っている神として理解されていることが窺える。魚食禁忌の存在が最も早くから確認され、かつその事例も豊富なのは、八幡神に対してであるが、先行研究において指摘されているように、八幡神は他の神社の神と比較してより早い段階から仏教への接近を強め、既に奈良期末から平安期初頭には「八幡大菩薩」と称せられていたことが知られる神である<sup>(19)</sup>。仏教に深く帰依した神であるがために、その神は仏教の不殺生戒を護持するものとされ、神が精進を行っているとされる以上、それを祭る側にも神と同様の精進が要求されたと考えられる。

以上のように考えるならば、特定の神社での魚食禁忌の存在は、当該期における神社毎の神仏習合の度合いによって説明することがある程度は可能であろう。しかしながら、「精進神」の成立過程については不明な点が多いのも事実である。宇佐八幡神を勧請した石清水八幡宮や、或は祇園社や北野社は、宮寺とも言うべき形態をとり、神仏習合が顕著にみられることは確かだが、「精進神」に該当するそれら神社の神と、同じく神仏習合思想の顕現とされる、神宮寺の建立や神前読経の実施などがなされていた他の神社の神とを分けたものは一体何であり、またその判断は誰によってなされるものであったのだろうか<sup>(20)</sup>。「精進神」の成立については引き続きの検討が必要であると思われるが、ただ現段階において言えるのは、平安後期に魚食禁忌の存在が明らかかな神社の多くは、いずれもその成立や尊崇を集め始めるのが相対的に遅い時期に属するという点であり、そのような神社への奉祭にあつて、肉食は禁忌の対象であるが、魚食はその限りではないという齋戒の基本的な姿勢とは幾分相違する、新しい齋戒の在り方が生み出される、或は受容される傾向にあったのである。

ところで、平安期には齋戒を「精進」と称する事例が存在する。春日社への奉祭に際しては魚食は問題とされていないことは前述した

が、例えば、春日詣に際して「舞人中府生忠久・行高称下不<sup>21</sup>精進由上、不<sup>22</sup>入社内」とある他、「自<sup>23</sup>今日大納言殿春日御精進也」とある。また同じく魚食禁忌の存在が管見の限り確認されない賀茂社についても、「今日不出行。今夜女房依<sup>24</sup>服飯<sup>25</sup>他所。日来之間居<sup>26</sup>他屋。而自<sup>27</sup>明日賀茂詣精進。仍渡<sup>28</sup>他所」などと見える。これら記載の「精進」に関しては、実際に魚食の制限も含めた精進をしていると言うよりも、齋戒を精進と言い換えていると解釈した方がおそらく穏当であろう。

岡田重精氏は、僧尼が口にするのが禁じられた五辛の一つである蒜の食用が齋戒においても問題視されていることを例とし、仏教の精進が神祇祭祀の齋戒に、具体的行為の次元においても影響を与えていたことを既に指摘している。氏は、「仏教の齋戒が身心を清浄ならしめることを本旨とする限り、広義においてはわが国在来の齋忌にみられた清浄観と共通する側面がある」とした上で、<sup>29</sup>仏教の精進と神祇祭祀の齋戒とを媒介する大きな要素として、両者において共通した禁忌対象であった肉食を挙げている。

この指摘を踏まえれば、本稿でこれまで述べ来たった、齋戒時の魚食禁忌もまた、精進が齋戒に及ぼした影響の一つの現れとして理解することが出来る。だがそうなるを生ずるのは、精進と齋戒とがそもそももの近似性を持つ行為であったにせよ、精進と齋戒との接近は、齋戒時における神仏の位置づけそのものを転換させていたのか、換言すれば、魚食禁忌を存する齋戒において、神仏隔離の原則はどのように位置づけられていたのかという疑問である。結論から先に言うと、この点については、少なからぬ「揺らぎ」が存在する。魚食禁忌の存在が比較的早い段階から確認される宇佐使の発遣に際しては、以下のような事例が見える。

宇佐使参<sup>30</sup>宮正月十三日也。其前御精進、禁<sup>31</sup>断殺生。但御修法・御加持・仏事等所<sup>32</sup>被<sup>33</sup>修也。至<sup>34</sup>服者<sup>35</sup>不<sup>36</sup>参<sup>37</sup>内也。

〔中右記〕寛治四年（一〇九〇）十二月十五日条  
今日依<sup>38</sup>有<sup>39</sup>春季御説経<sup>40</sup>午刻許参内。而宇佐使被<sup>41</sup>立。於<sup>42</sup>中宮<sup>43</sup>被<sup>44</sup>行<sup>45</sup>大仏事<sup>46</sup>可<sup>47</sup>有<sup>48</sup>憚<sup>49</sup>之由人々被<sup>50</sup>申。仍御説経延引了。

（同康和五年（一一〇三）十一月二十七日条）  
前者においては、宇佐使の参宮までの期間、「御精進」としつつも、「御修法・御加持・仏事等」は行われていたことが示されているが、一方で後者の場合、その発遣に際しては仏事との重複が問題視された結果、それが延引されており、その扱いは一定していない。しかしながら、前者にあっても修法や加持、仏事の実施について「但」の語が見えることは、本来的にはそれらは行うべきものではないという認識の存在を示唆するものである可能性もある。

また石清水八幡宮の放生会に際して、「今日立<sup>51</sup>札於南北門。是僧尼重軽服者不<sup>52</sup>可<sup>53</sup>来<sup>54</sup>之由也。依<sup>55</sup>為<sup>56</sup>来<sup>57</sup>十五日放生会之上卿也」と見え、<sup>58</sup>北野社についても、「今日北野祭也。雖<sup>59</sup>然依<sup>60</sup>服薬<sup>61</sup>不<sup>62</sup>立<sup>63</sup>奉幣<sup>64</sup>十列<sup>65</sup>一職事一人参<sup>66</sup>河原<sup>67</sup>由戒。今日公家神事不<sup>68</sup>参<sup>69</sup>僧尼」と、僧尼との接触が憚られている。つまりところ、魚食禁忌の存在する神社への奉祭にあっても、神仏隔離の原則から自由であったとは言い難いのであり、具体的行為の次元で精進と接近しつつも、仏事との併存は問題化し得ると言う状況が見てとれるのである。そしてこのような、齋戒と精進とが交錯する中で生じた、神仏をめぐめる問題は当時の貴族も頭を悩ませるところであつたらしい。

自<sup>70</sup>川原<sup>71</sup>奉<sup>72</sup>幣於北野<sup>73</sup>。依<sup>74</sup>服<sup>75</sup>薤也。年来御修法・御加持・仏事等雖<sup>76</sup>八幡<sup>77</sup>・祇園<sup>78</sup>・北野等齋<sup>79</sup>忌<sup>80</sup>仏事。而勘<sup>81</sup>御堂御記、長和二年八月十五日朝、出<sup>82</sup>自<sup>83</sup>法性寺<sup>84</sup>、立<sup>85</sup>石清水神馬<sup>86</sup>。晚還<sup>87</sup>入法性寺。是以知、如<sup>88</sup>此神<sup>89</sup>、<sup>90</sup>進<sup>91</sup>精<sup>92</sup>齋<sup>93</sup>不<sup>94</sup>忌<sup>95</sup>仏事。仍未刻参<sup>96</sup>法親王房<sup>97</sup>後帰京。先<sup>98</sup>之奉幣了。仍食<sup>99</sup>魚<sup>100</sup>。北野祭日奉幣後食<sup>101</sup>魚、故実也。精進



神不<sup>レ</sup>然。<sup>(27)</sup> 『台記』久安三年(一一四七)八月四日条

これに拠れば、この記録の記主である藤原頼長は、「八幡・祇園・北野」のような魚食禁忌の確認される神への奉祭に際しても、年来仏事を避けていたようだが、『御堂関白記』に、道長が法性寺に宿泊した直後、石清水社に神馬を奉納したとある事例を見出し、<sup>(27)</sup>「精進神」である神社の場合、その齋戒においては仏事は問題としなくて良いという理解へ落ち着いている。

前述したような当該期の状況を踏まえれば、頼長の理解が貴族層にあって果たして共有されるものだったのかという問題は残るが、「精進神」というものの性格を突き詰めて考えるならば、頼長の考察の落着いたところはむしろ妥当であろう。しかし頼長が如上の、神仏の関係をめぐるある種の矛盾に直面したことにこそ、魚食禁忌を伴う齋戒の、その性格が提示されてはいないだろうか。すなわち、齋戒における魚食禁忌の存在は確かに齋戒と精進との接近を示すものであり、「精進神」の成立も神仏習合思想の展開を抜きにして説明することは出来ないが、それと同時に、それらは神仏隔離という齋戒の原則を転換させるものではなく、齋戒時における神仏の位置づけは従前のものとしたところに、成立・展開していたのである。

## (二) 魚食禁忌の拡がり「魚鳥」

前節では、魚食禁忌を伴う齋戒が存在することについて、その歴史的背景を検討し、神仏習合思想との関係を挙げたが、それと共に神仏隔離の原則が、そのような齋戒にあっても依然問題化していることを指摘した。この点を重く見るならば、齋戒時の魚食禁忌の成立と展開とを、神仏習合の一つの結実としてのみ理解することは、その背景を明らかにするにあたっては幾分不十分であると言わざるを得ない。筆者が以上のよ

うに考えるのは、平安期において、一時的な魚食禁忌の存在が多方面で確認されるためでもある。

例えば御燈である。御燈とは北辰に灯明を献じる儀礼であり、九世紀に宮廷行事としての整備がなされたとされる。その儀礼にあたり、『江次第』の「三日御燈事」には、「自<sup>二</sup>一日<sup>一</sup>至<sup>三</sup>此日<sup>一</sup>御浄食。<sup>(28)</sup>不<sup>レ</sup>供<sup>二</sup>葷<sup>一</sup>」<sup>(28)</sup>とあるが、次に示す通り、此処で問題にされる「葷膾」は魚類をも含むものであった。

昨日余示<sup>二</sup>資平<sup>一</sup>云、来月二日行幸。御燈潔斎間、左右思慮、可<sup>レ</sup>無<sup>レ</sup>便宜。両三卿相云、<sup>(29)</sup>余在中<sup>レ</sup>初移<sup>二</sup>御一条院<sup>一</sup>。無<sup>レ</sup>便<sup>レ</sup>供<sup>二</sup>浄食御膳<sup>一</sup>。饗饌同又如<sup>レ</sup>此。又潔斎内不<sup>レ</sup>可<sup>レ</sup>用<sup>二</sup>魚鳥饗饌<sup>一</sup>。摂政命云、猶可<sup>レ</sup>令<sup>レ</sup>改<sup>二</sup>勘行幸日<sup>一</sup>者。

『小右記』長和五年(一〇一六)二月二十六日条  
有<sup>二</sup>御灯<sup>一</sup>如<sup>レ</sup>例。(中略)御祓以後供<sup>二</sup>魚味<sup>一</sup>。其前三日御精進。重<sup>二</sup>輕服<sup>一</sup>・僧尼輩不<sup>二</sup>參内<sup>一</sup>也。

『中右記』寛治六年(一〇九二)三月三日条  
北辰は妙見菩薩の化身ともされたため、その点においてこの魚食禁忌は、仏教の精進であるという理解も成り立つかもしれないが、右の『中右記』では、齋戒時と同様に僧尼の参内が制限されているのは留意すべきであろう。また特に平安後期以降には、元日四方拝や北斗供のような儀式にあっても、魚食禁忌の存在が史料に散見する。<sup>(29)</sup>このようにして魚食禁忌が、神祇祭祀や或は仏事の枠にとどまらない展開を見せていることは、当時の人々のあらゆる「祈り」の儀礼において食物をめぐる禁忌の持った意味という視点から、魚食禁忌を検討することを促してはいないだろうか。

そこで着目したいのが、「魚鳥」というカテゴリーの存在である。右に引いた『小右記』長和五年二月二十六日条にもその語が見え、「魚鳥」、



魚類と鳥類の肉とは行幸の際の「饗饌」とされている。「魚鳥」の語は既に九世紀段階から史料に見えるが、魚類と鳥類とが一つのまとまりをなすものとして立ち現れることは、本来的にはあらゆる生類を殺害、乃至は食することが問題であるはずの仏教に関わる局面においても確認される。藤原道長の仏教信仰を示すものとしてしばしば取り上げられる史料であるが、道長はその晩年、視力の低下に苦しんだ末、陰陽師と医師に「魚肉」を摂ることを勧められ、仏像や僧を見るためにその提案を容れた。

心神如常。而目尚不見。二三尺相去人顔不見。只手取物許見之。何況庭前事哉。陰陽師・医家申可食魚肉。月來間不用之。今不奉見。見三仏像・僧。經卷近当目奉誦。若從此暗成、為之如何。仍五十日假申三宝。從今日食之。思歎千万念。是只為三仏法也。非為身。以慶命僧都令申之、從今日肉食間、可書法華經一卷。

〔御堂閔白記〕寛仁三年（一〇一九）二月六日条  
一方、道長のこの行為については、『小右記』にも記述がある。

忠明宿祿云、去六日大殿服魚味、兩三年断魚鳥、依二日病被服云々。

〔小右記〕寛仁三年二月九日条  
実資が伝聞した情報では、道長が口にしたのは「魚味」であつたらしいが、彼は、道長が「兩三年」断つていたのは、「魚鳥」であると記している。そしてこれと類似した同時期の事例が存在する。

又云、去夜新中納言、家妻、大納言平産、而見亡、母不覚。（中略）侍從経任従大納言許來云、去夜丑時産。不幾兒死。即産婦母已立三種々大願。父大納言誓云、一生間不食魚鳥。亦母為尼。此間蘇生。日来煩赤班瘡。飲食不受。痢病発動。于今不休息。産後無力尤甚。似可難存。侍医忠明宿祿云、医療無術。可祈

申仏神一者。〔小右記〕万寿二年（一〇三五）八月二十八日条

藤原長家の妻の病が出産を経、いよいよ重篤になるに及んで、彼女の父である藤原斉信は、傍線部にあるように、「一生間」「魚鳥」を口にしない誓願を立てたという。彼女の母は尼となつたとする続く記述を踏まえれば、斉信の行為も同様に、仏に娘の病平癒を願ひ、不殺生戒を生涯にわたつて護持し続けるということであつたと思われるが、先の道長にせよ斉信にせよ、仏教信仰に基づく食事規制においてその対象となっているのは、「魚鳥」なのである。無論これは『小右記』の表記上の問題として捉えるべき事柄であるのかもしれないが、少なくとも右の記述を残した実資の認識では、不殺生戒の護持にあつた実質的に問題となり得るものは魚類と鳥類とであつたのである。

平安期の古記録において「魚鳥」の語が饗宴に供されるものとして多く確認されることにそもそも示されているように、当該期の貴族層にあって、鹿や猪といった四足獣の肉を口にする頻度は、皆無であつたとは言えないにしても、齋戒や精進の場を離れた日常にあつても確実に減じていたものと思われる。肉食慣行の展開を明らかにした先行研究が指摘する通り、その背景には、仏教と神祇祭祀の両面においてそれが禁忌の対象とされたことの影響が挙げられるのだが、そのような状況において、「特別な食物」としての位置を、魚類と、四足獣と比較すればそれを食する禁忌の程度が軽くなされる傾向にあつた鳥類とが占めるようになったとするならば、道長や斉信のみならず、平安期貴族層の「祈り」の儀礼において魚食禁忌が広範に確認されること、ひいては魚食禁忌を伴う齋戒が成立・展開した事情も理解され得るのではないだろうか。つまり、齋戒時に一時的な禁忌の対象とされていた肉食が、日常生活にあつてもその頻度を減らしてゆく中で、依然彼らが口にすることの多かつた魚類や鳥類が代わつて一時的な禁忌の対象として実質的意味を

持つ食物となつていったことが考えられるのである。ゆえに魚食は、既に肉食禁忌の存在した齋戒にあつても新たな禁忌の対象となり得たのであり、それが新たに尊崇を集め始めた一部の神社への齋戒において特に顕在化し、神仏習合思想を受けた「精進神」という考え方はそれに理論上の説明を付与するものとして機能したのではないだろうか。

おわりに

以上、雑駁な議論に終始してしまつた感は否めないが、本稿では、肉食は問題だが魚食はその限りではないという、神祇祭祀の基本的な立場とは幾分相違する齋戒時の魚食禁忌の存在を取り上げ、その成立と展開について、当該期の食生活における魚類の位置づけを視野に入れて検討した。食物をめぐる禁忌は、それを断つことよつて生じる、肉体的・精神的苦痛と不可分の関係にあり、特定の食物を摂ることへの禁忌が、その対象が何であれ、何らかの祈りの場において発生する時、そういった苦痛の程度と祈りへの期待は比例関係にある。このように考えれば、魚食禁忌を伴う齋戒は、祈りへの期待を持つとする意識に裏打ちされる形で、平安期貴族社会において生み出されたものであつたとも言え、同時に、齋戒などの非日常にあつて保持される禁忌というものが、日常生活との連関の中でその姿を変化させる一つの事例でもあろう。

最後に今後の課題として、長期的スパンで見た場合、齋戒時の魚食禁忌はどのような位置を占めるものであるのか、ということについて多少触れておきたい。平安期末頃から鎌倉期にかけての成立とされる『諸社禁忌』という史料があるが、これは神社毎にその参詣などに際して憚らるべき事項をまとめたものであり、それらは『延喜式』触穢規定に準拠するものも多いが、神社毎に細かい差異が認められる。これは、当該期において神社が独自の禁忌規定を生み出しつつあつたことを示してお

り、やがては十四世紀の伊勢神宮で成立した『文保記』に代表される諸社服忌令へと連続してゆくものと考えられるが、本稿で見た一部の神社での魚食禁忌の存在は、その流れの萌芽期における一つの現象としても検討される必要がある。また、例えば、平安期には魚食を問題としないとしていた春日社においても、後代になると魚食禁忌の存在が確認されるため、<sup>(33)</sup>各神社における魚食禁忌の展開をより詳細に跡づけた上で、禁忌が変容してゆく背景が明らかにされなければならない。

註

(1) 『台記』久安二年(一一四六)四月一日条には、「依例講毛詩」(中略)依<sub>レ</sub>祭礼<sub>一</sub>今日不<sub>レ</sub>入<sub>二</sub>鹿於家中<sub>一</sub>。又当日食<sub>レ</sub>之者不<sub>レ</sub>入<sub>二</sub>家中<sub>一</sub>。昨食者無<sub>レ</sub>妨相逢。往古<sub>レ</sub>穢奠供<sub>レ</sub>肉。式<sub>見</sub>中古以来止<sub>レ</sub>之」とあり、穢奠に鹿肉などを供えるのは、十二世紀半ばの時点では「中古」の例となつていたことが窺える。

(2) 日本における肉食禁忌の展開を論じた研究としては、原田信男『歴史のなかの米と肉―食物と天皇・差別―』(平凡社、一九九三年)、平雅行『日本の肉食慣行と肉食禁忌』(脇田晴子・アンヌ・ブッシイ編『アイデンティティ・周縁・媒介』、吉川弘文館、二〇〇〇年)、中澤克昭『肉食の社会史』(山川出版社、二〇一八年)、有富純也『日本古代の肉食慣行―中国との比較を中心に―』(『続日本紀研究』四一九、二〇二〇年)などがある。

(3) 齋戒については、岡田重精『古代の齋忌―日本人の基層信仰―』(国書刊行会、一九八二年)、同『齋忌の世界―その機構と変容―』(国書刊行会、一九八九年)で、祭祀や凶事といった非日常に際しての生活規制全般を示す「齋忌(イミ)」の一部をなすものとして、その網羅的研究がまとめられている。

(4) 岡田氏前掲註(3)書。

(5) 仁井田陞『唐令拾遺補』(東京大学出版会、一九九七年)。

(6) 中澤氏前掲註(2)書、四五頁。

- (7) 三橋正「平安貴族社会と穢れ」(『日本古代神祇制度の形成と展開』、法蔵館、二〇一〇年、初出一九八九年)。
- (8) 『江談抄』には、「喫<sub>レ</sub>鹿<sub>ニ</sub>、人当日不<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>參<sub>ニ</sub>内裏<sub>ニ</sub>事」との項目があり、それが齋戒の期間であるか否かに関わらず、鹿の肉を食した当日の参内が問題視されている。
- (9) 致齋条の規定に基づけば、最も嚴重な齋戒が要求される大嘗祭であっても、そのための齋戒が開始されるのは祭日の一箇月前からであるが、忠親が八月段階から齋戒を実施し始めているのは、その検校などを奉行した場合、齋戒がより長期に及んでいたことを示している。これには、『日本後紀』大同三年(八〇八)十月丁丑(二十九日)条に、「制、稽<sub>ニ</sub>於前例<sub>ニ</sub>、大嘗散齋三月也。自今以後、以<sub>ニ</sub>一月<sub>ニ</sub>為<sub>レ</sub>限」と見え、平安初期以前には大嘗祭の齋戒は三箇月前から始まっていたという慣例との関係が考えられ、忠親もまた、本文中で引用した卜部兼友とのやり取りの後、「十一月以前者尋常齋、十一月以後者殊潔齋」としており(『山槐記』元暦元年八月二十五日条)、十一月に入ってからにはより嚴重な齋戒とするという、段階的な齋戒の実施を想定している。
- (10) 三上喜孝、雑令六齋日条の成立―日唐令の比較から―(『続日本紀研究』三〇二、一九九六年)、藤田琢司「古代における六齋日の殺生禁断について」(『鷹陵史学』二二二、一九九七年)。
- (11) 例えば『小右記』万寿二年(一〇二五)十一月八日条では、五節の小師を迎えるにあたり、「依<sub>ニ</sub>大師<sub>ニ</sub>申<sub>ニ</sub>、先給<sub>ニ</sub>菓子<sub>ニ</sub>等<sub>ニ</sub>、次給<sub>ニ</sub>飯菜<sub>ニ</sub>。今日精進日。仍精進菜相交味物而已」とある他、『殿曆』には「六齋日大般若説經已時了。其後如<sub>レ</sub>例服魚」といったように(元永元年(一一一八)正月二十日条)、六齋日に大般若經の説經を個人的に行い、その際は魚類を断つているという記載が見える。
- (12) 高取正男「神道の成立」(平凡社、一九七九年)、佐藤真人「平安時代宮廷の神仏隔離―『貞観式』の仏法忌避規定をめぐって―」(二十二社研究会『平安時代の神社と祭祀』、国書刊行会、一九八六年)、同「大嘗祭における神仏隔離―その変遷の通史的検討―」(『國學院雜誌』九一―七、一九九〇年)他、神仏習合と神仏隔離との関係について議論が交わされ
- たシンポジウム記録として「神仏習合と神仏隔離をめぐって」(『神道宗教』一四六、一九九二年)がある。
- (13) 荻美津夫「解齋考」(『日本歴史』三七九、一九七九年)。
- (14) 寛治五年(一〇九一)十月三日条に、稻荷社と祇園社とに行幸があった際の記録として、「稻荷<sub>ニ</sub>。祇園<sub>ニ</sub>。精進」とある。
- (15) 『殿曆』康和三年(一一〇二)六月七日条。その他にも「殿曆」には、長治元年(一一〇五)六月七日条・十四日条、天永三年(一一一二)六月七日条などに同様の記載が見える。
- (16) 竹園賢了「熊野信仰の一考察―神仏相関の一駒―」(宮家準編『民衆宗教史叢書(第二二卷)熊野信仰』、雄山閣出版、一九九〇年)。
- (17) 永久五年(一一一七)に、忠実は夢想を得たことから、自身が熊野詣を行う代わりに使者を發遣しているが、「件使今日始精進。仍余心精進不<sub>レ</sub>服魚。内府・女房・姫君同<sub>レ</sub>之。是先達所<sub>レ</sub>申也」(『殿曆』永久五年正月五日条)と、使者のみならず自身や自身の家族と共に魚食を取り止めている。
- (18) 中野幡能「八幡信仰史の研究」(吉川弘文館、一九七六年)、達日出典「八幡宮宮成立史の研究」(群書類従刊行会、二〇〇三年)。
- (19) 『新抄格勅符抄』所収の延暦十七年(七九八)十二月二十一日付太政官符に「応<sub>ニ</sub>納<sub>ニ</sub>府庫<sub>ニ</sub>八幡大菩薩封一千四百戸・位田百卅町事」とある。
- (20) 神仏習合に関しては膨大な量の研究の蓄積が存在するが、辻善之助「本地垂迹説の起源について」(『日本仏教史研究(上巻)』、一九八三年、初出一九一九年)、堀一郎「神仏習合に関する一考察」(堀一郎著作集(二)宗教・習俗の生活規制)、未来社、一九六三年、初出一九五三年)、村山修一「本地垂迹」(吉川弘文館、一九七四年)、義江彰夫「神仏習合」(岩波書店、一九九六年)などが、平安期までのその大局的な流れを明らかにしている。また嵯峨井建「神仏習合の歴史と儀礼空間」(思文閣出版、二〇一三年)で、主要関係史料が列挙されている。
- (21) 『中右記』嘉承元年(一一〇六)十二月十六日条。
- (22) 『兵範記』保元二年(一一五七)二月十日条。
- (23) 『殿曆』長治二年(一一〇五)四月十四日条。

- (24) 岡田氏前掲註(3) 書『齋忌の世界―その機構と変容―』、一―三頁。
- (25) 『水左記』承保三年(一〇七六)八月八日条。
- (26) 『殿暦』長治二年(一一〇五)八月四日条。
- (27) 頼長が示す通り、『御堂関白記』に拠ると、道長は長和二年(一一〇三)の八月十四日には法性寺で五壇法を修しているが、翌一五日程には、「早朝出<sub>レ</sub>京、立<sub>三</sub>石清水神馬<sub>二</sub>」とある。
- (28) 羽床正明「北辰献燈と北辰信仰」(『歴史手帖』二四―九、一九九六年)、並木和子「御燈の基礎的考察―変遷の実態を中心に―」(『古代文化』五八―三、二〇〇六年)、西本昌弘「八・九世紀の妙見信仰と御燈」(『日本古代の王宮と儀礼』、塙書房、二〇〇八年、初出二〇〇二年)。
- (29) 「鶏鳴四方拜如<sub>レ</sub>常。女犯・魚食之後、雖<sub>レ</sub>不<sub>レ</sub>沐、有<sub>三</sub>此事<sub>一</sub>否、依<sub>三</sub>不<sub>レ</sub>審<sub>一</sub>、尋<sub>三</sub>新院女房等<sub>一</sub>。答云、不<sub>三</sub>必沐御<sub>一</sub>。只浴後不<sub>三</sub>女犯・魚食給<sub>一</sub>者。因余夜前不<sub>レ</sub>沐、只浴。」(『台記』天養元年(一一四四)正月一日条)、「自<sub>三</sub>今日<sub>一</sub>始修<sub>三</sub>毎月北斗供<sub>一</sub>。仍不<sub>レ</sub>用<sub>三</sub>魚類<sub>一</sub>」(『玉葉』安元二年(一一七六)十一月一日条)。
- (30) 「又下<sub>三</sub>知河内・攝津両国<sub>一</sub>称、齋内親王、擬<sub>レ</sub>出<sub>三</sub>神宮<sub>一</sub>。從<sub>三</sub>河陽宮<sub>一</sub>取<sub>三</sub>水路<sub>一</sub>、赴<sub>三</sub>難波宮<sub>一</sub>。依<sub>レ</sub>例<sub>三</sub>三处祓除<sub>一</sub>、每<sub>レ</sub>处<sub>レ</sub>經<sub>三</sub>一日<sub>一</sub>。即便取<sub>三</sub>三嶋道<sub>一</sub>、還<sub>三</sub>向河陽宮<sub>一</sub>。其陪從<sub>一</sub>百人、檢校并奉迎等使六十二人。酒食夫馬等類、事々祇供。時属<sub>三</sub>諒闇<sub>一</sub>、莫<sub>レ</sub>用<sub>三</sub>魚鳥<sub>一</sub>」(『日本三代実録』元慶五年(八八二)正月十九日条)。これは清和太上天皇の死去を受けて伊勢斎王が帰京する際、その帰京に供奉する人々へ「酒食夫馬等類」の支給を命じる旨を河内・摂津両国に通達するものであるが、清和の死去後、一箇年の服喪期間にあたる「諒闇」の最中であるため、「魚鳥」を彼らに供してはならないとされている。
- (31) 前掲註(2) 記載論文・書。
- (32) 三橋正「『諸社禁忌』について―古代から中世への転換期における穢の諸相―」(三橋氏前掲註(7) 書、初出二〇〇九年)。
- (33) 岡本彰夫「春日大社の齋戒」(『春日文化』三、一九九五年)。

【付記】 本稿は、令和二・三年度科学研究費補助金(特別研究員奨励費)、

及び令和二年科学研究費助成事業(若手研究、課題番号:21K13091)による成果の一部であり、歴史学研究会古代史部会例会における口頭報告の内容の一部をもとにしたものである。